

**管理理容師・管理美容師指定講習事業
ワーキンググループ
報告書（素案）**

管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ 報告書（素案）

1. はじめに

管理理容師・管理美容師指定講習については、理容所・美容所数の増加や施設が大型化するなか、施設の維持管理や従業者の作業に係る衛生的管理を徹底することを目的に、昭和43年の理容師法、美容師法の一部改正により管理理容師制度、管理美容師制度が設けられたところである。

当該制度については、平成22年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、種々の指摘を受け最終的には「廃止」という評価がなされたところである。

このため、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について検討を行うため、本年9月から3回にわたり検討を行い、今般、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方をまとめたので報告する。

2. 現状

(1) 管理理容師、管理美容師について

① 管理理容師、管理美容師の資格は、理容師免許又は美容師免許を受けた後、3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与されている。

(参考)

①年間受講者数：管理理容師：1,523人、管理美容師：9,486人（平成21年度）

②累積終了者数：管理理容師：263,958人、管理美容師：410,526人（平成21年度末）

(財)理容師美容師試験研修センター、京都府美容業生活衛生同業組合調べ

* 管理理容師・管理美容師指定講習事業は、京都府美容業生活衛生同業組合が実施する
管理美容師を除き、(財)理容師美容師試験研修センターが実施

② また、管理理容師、管理美容師の前提となる理容師・美容師については、理容師、美容師は、理容師法、美容師法に基づく国家資格であり、免許取得のためには、高校卒業後、厚生労働大臣が指定した理容師養成施設、美容師養成施設において、昼間・夜間課程は2年間、通信課程は3年間、必要な学科・実習を終了後、国家試験に合格することが必要である。

(参考)

①年間登録数：理容師免許：1,844人、美容師免許：22,531人（平成21年度）

②累積免許数：理容師免許：591,956人、美容師免許：1,165,952人（平成21年度末）

(財)理容師美容師試験研修センター調べ

③理容師・美容師養成施設（平成22年4月1日現在）

275施設（理容師単独施設：13、美容師単独施設：180、理美容併設校：82）

厚生労働省生活衛生課調べ

- ③ 管理理容師、管理美容師は、常時2人以上の理容師・美容師が従事する理容所・美容所に高度な衛生知識を備えた管理者を置き、店舗を衛生的に管理させ、衛生水準の向上を図ることを目的としている。
- ④ 理容師である従業者の数が常時二人以上である理容所の開設者は、当該理容所(当該理容所における理容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、理容所ごとに、管理者を置かなければならぬことが、理容師法第11条の4に規定されている。
- また、管理美容師については、美容師である従業者の数が常時二人以上である美容所の開設者は、当該美容所(当該美容所における美容の業務を含む。)を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者を置かなければならぬことが、美容師法第12条の3に規定されている。
- なお、管理理容師、管理美容師を置かない場合は、都道府県知事が理容所、美容所の閉鎖を命じることが理容師法第14条、美容師法第15条にそれぞれ規定されている。
- ⑤ 管理理容師、管理美容師の業務については、「理容所及び美容所における衛生管理要領」(昭和56年6月厚生省環境衛生局長通知)に次のとおり記載されている。

衛生管理要領から抜粋]

第3 管理

2 従業者の管理

(1) 開設者及び管理理容師又は管理美容師は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が以下に掲げる感染症にかかったときは、開設者はこの旨を保健所に届け出るとともに、当該従業者を作業に従事させないこととし、当該疾患が治癒した場合も同様に届け出ること。

ア 結核

イ 感染性の皮膚疾患(伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白斑(シラクモ)、疥癬等)

(3) 管理理容師又は管理美容師は、理容又は美容が衛生的に行われるようになんて従業者の衛生教育に努めること。

第4 衛生的取扱い等

1 管理理容師又は管理美容師は、毎日、従業者が感染症にかかっていないかどうかを確認すること。

2 管理理容師又は管理美容師は、毎日、理容所又は美容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。

第6 自主的管理体制

3 管理理容師、管理美容師及び衛生責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。

(2) 管理講習について

- ① 講習会の科目及び時間数は、理容師法施行規則第23条及び美容師法施行規則第23条により、次のとおり定められている。

科 目	時 間
公衆衛生	4 時間
理容所・美容所の衛生管理	14 時間

- ② 研修の実施主体である、(財)理容師美容師試験研修センター及び京都府美容業生活衛生同業組合の受講科目は次のとおりである。

実 施 主 体	公衆衛生	衛生管理
(財)理容師美容師試験研修センター <21年度受講者数> 管理理容師：1,523人 管理美容師：9,295人	・公衆衛生と衛生行政 ・感染症	・衛生管理総論 ・店舗の構造設備 ・店舗の衛生管理 ・従業者の健康管理 ・消毒法とその用途 ・理美容用医薬部外品 ・事故等の対応 ・衛生管理計画と自己点検 ・衛生水準向上の支援策 ・各種届出・申請
京都府美容業生活衛生同業組合 <21年度受講者数> 管理美容師：191人	・公衆衛生 ・感染症 ・環境整理 ・環境衛生 ・精神保健	・美容所の構造設備と衛生管理 ・美容所の消毒管理 ・美容業務の衛生管理 ・美容所の清潔保持 ・従業者の衛生管理

* 平成21年度受講料：18,000円

- ③ 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により講習修了の認定を適切に行なうことが、理容師法施行規則第23条及び美容師法施行規則第23条に定められており、(財)理容師美容師試験研修センターでは、衛生管理調査を義務付け、問題点の整理と改善計画を作成させ、完成度により修了認定を行っており、京都府美容業生活衛生同業組合では、終了テストを実施している。

④ 講習会の実施主体の選定方法・指定手続きは、次のとおりである。

○都道府県知事が指定した講習会

○実施計画書を添えて都道府県知事に指定申請を行う

<実施計画書>

- ・主催者の名称及び所在地
- ・講習科目と講義時間
- ・講習の日時及び時間割
- ・講習会の開催場所
- ・講師の氏名及び略歴
- ・講習予定人員及び受講料

3. 管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方について

理容師・美容師の当事者が資格の存続を求める90万人の署名に参加した意味は大きく、ただ存続するのであれば資格水準を高めて時代にあった衛生管理をしっかり学ぶようにすべきではないか。

管理理容師・管理美容師は、従業者の健康管理や衛生教育の他、理容所又は美容所の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理、衛生管理の役割を担っている。

このため、1人で営業する店舗であっても必要であることから、管理理容師・管理美容師は、店舗ごとに配置することとしてはどうか。

なお、こうした改正を既に営業している理容所又は美容所で、管理理容師・管理美容師を配置していない場合は、経過措置又は猶予期間を設けるように配慮する必要がある。

法の定める管理理容師・管理美容師の役割は衛生管理を行うものだが、その範囲を改正して、その労働、経営管理についても実施する考え方についてどう考えるか。

また、不特定多数の顧客に接することから、新たな感染症や次々に開発される香粧品での事故対応などについての知識が必要であるが、こうした課題に対応して定期的な講習会を法令で義務づけることが適当か。あるいは具体的な課題が発生した際に、課題に即応した補充講習を実施することが適当か。

4. 論点について

管理理容師・管理美容師の現状を踏まえ、次の論点について検討を行い、その方向性を示した。

(1) 講習科目について

管理理容師・管理美容師は不特定多数の顧客に接することから、新たな感染症や次々に開発される香粧品での事故対応などについての知識と理容所又は美容所において、衛生管理を徹底する必要があることから、これらの内容を重点的に講習を受けることが必要である。

内容の見直し

- ・制度の趣旨に鑑み、食事バランス、正しい歩き方等の削除
- ・感染症の最新情報など、時代背景にあった内容に定期的に見直すこととする

(2) 講習時間について

受講者の勤務形態を考慮しつつ、受講時間を短縮してきた経緯から、現在の時間数

は妥当ではないか。

なお、実施曜日、実施場所を多様化し、受講者に配慮した体制に努めることとする。

(3) 講師について

地域間又は講師の格差が生じていることが考えられることから、講師が使用するテキストの作成、講師が集まり意見交換を行うことにより講師の資質の向上を図ることも重要である。

- ・講習内容に応じて、講師を選任するとともに、講師相互の意見交換等により、講師の資質の向上、講師間の格差の解消に努めることとする。
- ・なおDVDの活用など、統一的な教材の活用も考慮してはどうか。

(4) 講習成果の確認について

現状では、受講者全員が取得できるが、知識の取得を適切に評価する観点から、講習終了後に試験を実施し、その合格者を認定し、修了証書を交付する方式に変更することとよいか。

(5) 講習の受託実施機関、受講料について

現行制度は、厚生労働大臣が定める基準（科目、時間数）により、実施機関は都道府県知事が指定する仕組みであり、妥当ではないか。

また、当該講習は、全て受講者からの負担に基づき実施していることから、今後とも受講者数に応じた適切な受講料とすることが必要である。

(6) その他について

受講者の講習後の意見等を把握し、講習内容の充実が図られるようにしてはどうか。

また、資格制度に対する関心が薄いことから、有効な資格としてとらえられるよう消費者へのPRを積極的に行うことが必要である。

さらに、衛生関係を担当する管理理容師・管理美容師を明示することとしてはどうか。

5. おわりに

本ワーキンググループにおいては、行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおける評価結果を受け、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について検討を行い、本報告書をとりまとめた。

今後、本報告書を踏まえ、管理理容師・管理美容師指定講習制度のより一層の充実を図るため、必要に応じて専門的見地からの検討会を設けることなどにより、さらなる充実を図ることが望まれる。

管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ構成員

青山 昌義	東京都理容生活衛生同業組合副理事長
大森 利夫	全国理容生活衛生同業組合連合会理事長
片倉 啓介	(社)日本理容美容教育センター専務理事
○武井 寿	早稲田大学商学学術院教授
藤原 國明	全日本美容業生活衛生同業組合連合会副理事長
前野 春枝	(社)全国消費生活相談員協会参与
松浪 紀	(財)理容師美容師試験研修センター専務理事
蓑島 淎	東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課課長補佐
村橋 哲矢	東京都美容生活衛生同業組合

○座長 50音順、敬称略

検討経緯

本ワーキンググループは、以下のとおり合計●回開催され、管理理容師・管理美容師指定講習事業の在り方や研修内容等について検討を行った。

第1回 平成22年10月12日

現行の仕組みと事業仕分けの経過、今後の議論の進め方について確認を行った。

第2回 平成22年10月27日

関係者からのヒアリングを行い、論点の整理を行った。

第3回 平成22年11月19日

管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループ報告書（素案）について議論を行った。

第4回 未定

理容業・美容業を取り巻く変遷

年	理容業・美容業に関連する事項
1960年代 1968	管理理容師・管理美容師制度公布
1969	管理理容師・管理美容師制度施行
1970年代 1971	管理理容師・管理美容師の経過措置を一年延長
1974	理容料金1,000円台に突入
1978	理美容パーマ問題で合意 健康診断を受ける疾病として、結核、トラホーム、皮膚疾患を定める
1980年代 1981	理容所及び美容所における衛生管理要領を制定
1983	理容師・美容師の保健所における定期健康診断の義務付けを廃止
1984	理容・美容業に関する標準営業約款が厚生大臣より認可
1985	理容師、美容師の学科試験受験要件及び実地修練の改善
1987	美容院18万軒突破
1988	消毒法改正によりフォルマリン消毒など削除
1989	消費税スタート（3%）
1990年代	指定試験機関の指定（（財）理容師美容師試験研修センター）
1992	養成制度の見直し（実地修練実施日数年間220日以上に短縮など）
1994	養成施設における通信課程の面接指導方法等の手続きを変更
1995	理容師・美容師の免許証が知事免許から厚生労働大臣免許に変更を公布 理容師・美容師法一部改正 インターン制廃止
1997	消費税5%に引き上げ
1998	理容師・美容師の免許証が知事免許から厚生労働大臣免許に変更施行
1999	美容師のカリスマ的ブーム
2000年代	皮膚に接する器具の消毒の方法を見直し
2001	管理理容師・管理美容師の講習科目の見直し（規制改革推進3か年計画）
2003	ケア理容師養成研修制度を実施
2005	ハートフル美容師養成研修制度実施
2008	理容・美容振興指針見直し
2009	新型インフルエンザの発生
2010年代	理容師・美容師養成施設の併設校での同時授業の実施